平成２８年（フ）第２２６０号
札幌市西区発寒10条11丁目１番24号
破産者　本田　勝昭
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６１号
札幌市中央区南９条西16丁目３番12―１号
破産者　小原　正宏
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
千葉県山武郡横芝光町栗山2714番地１　東ヶ丘ハイツ202号、申立時住所青森県つがる市木造千代町58番地
破産者　山内　信一
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
埼玉県越谷市南越谷２丁目14番41号　東都サンキャッスル南越谷601
破産者　南　　義広
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
山梨県甲斐市竜王1770番地２　斉藤住宅Ｂ、住民票上の住所山梨県甲斐市竜王1770番地２サイトウ住宅Ｂ
破産者　西山　晃平
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
静岡県田方郡函南町仁田203番地の３　セジュールＳ・函南103、前住所静岡県田方郡函南町仁田23番地の７　シャトーヴェルツ201
破産者　近松　裕二
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字西屋敷43番地
破産者　吉田　武志
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７１号
愛知県一宮市浅井町大日比野字北浦１番地
破産者　平野　竜司
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８６号
兵庫県姫路市東延末３丁目３番地１　グランドヴュー島本1401号室
破産者　シューズショップナカツカこと　中塚　正明
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４６５号
広島県廿日市市河津原98番地39
破産者　大元　淳一
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３号
広島市安佐北区亀山７丁目２番５－２－202号　Ｂ
破産者　松浦　一也
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１号
山口市吉敷佐畑４丁目９番１号　医療法人祐圭会　山口よしき病院、住民票上の住所山口市小郡下郷773番地１　ロイヤルマンション106号
破産者　烏田　佳政
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
愛媛県宇和島市泉町４丁目２番３号　モーメントタスクＢ205号
破産者　上原　　啓
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第８号
愛媛県西予市宇和町下松葉426番地１　サン・ウインド　Ｎ　203号
破産者　西本美恵子
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第６８２号
福岡市南区向新町２丁目６番14―304号
破産者　江口　昌美
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７号
福岡県春日市大谷９丁目40番地　シティパル春日セントレ526号
破産者　近藤　信行
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目５番24号　ヴィラ片縄Ｂ号室
破産者　野口　直子（旧姓竹村）
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８２号
佐賀県鳥栖市原町1010番地２　原町県営住宅３棟12
破産者　中川　順仁
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係